

印西市入札・契約制度の改善について

(平成22年1月)

本市では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度を確立するため、入札契約手続きの改善に努めていますが、より一層の改善を図るため平成22年1月から下記のとおり実施することとします。

1. 入札・契約制度の改善

(1) 低入札価格調査制度（試行）の見直しについて

低入札価格調査制度は、総合評価方式競争入札とあわせ、平成20年10月より試行的に実施しています。

今回、ダンピング受注の防止及び適正価格での契約の推進のため、これまでの実施状況等を踏まえ、低入札価格調査制度（試行）の見直しを行います。

ア. 低入札価格調査制度の対象を明確化

【現行】

低入札価格調査制度の対象は、競争入札により工事又は製造その他の請負契約を締結する場合において、必要があると認められるときとする。

【改正後】

低入札価格調査制度の対象は、総合評価方式による入札及び予定価格が1億円以上の一般競争入札により工事又は製造の請負契約を締結する場合とする。

イ. 低入札価格調査制度の「価格による失格基準」を設定

【現行】

設定なし

【改正後】

予定価格の算出する基礎となった下記①～④により算出した額の合計額を下回るときは、失格とする。

- ① 直接工事費の75%
- ② 共通仮設費の70%
- ③ 現場管理費の60%
- ④ 一般管理費の30%

ウ. 実施時期

平成22年1月1日以降に公告又は指名通知を行う入札に適用します。

(2) 最低制限価格制度の見直しについて

建設工事等のダンピング受注の防止及び公共工事の品質を確保する観点から、500万円を超える工事又は製造の請負に係る入札（低入札価格調査制度を適用するものを除く。）に適用している最低制限価格の算定方法について見直しを行います。

ア. 最低制限価格算定方法の見直し

【現行】

工事等の種別	最低制限価格
建築工事、鋼橋梁工事、隧道工事、防波堤工事、堰堤工事、岸壁工事、ダム築堤工事、頭首工事における本体工事、下水処施設工事及びこれらに類する工事並びにこれらに付帯する設備工事	予定価格の 100分の85
一般土木工事、舗装工事及びその他の工事並びに製造	予定価格の 100分の80

【改正後】

工事等の種別	最低制限価格
すべての工事又は製造	予定価格の70%の額（下限額）から85%（上限額）の範囲内で、予定価格の算出する基礎となった下記①～④により算出した額の合計額 ① 直接工事費の90% ② 共通仮設費の85% ③ 現場管理費の60% ④ 一般管理費の30%

イ. 実施時期

平成22年1月1日以降に公告又は指名通知を行う入札に適用します。